

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年8月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500084号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500047号

第1 結論

請求期間①のうち、請求者のA社における昭和48年11月1日から同年12月1日までの期間、昭和49年9月1日から同年10月1日までの期間及び昭和51年3月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和48年11月の標準報酬月額を8万円から8万6,000円とし、昭和49年9月の標準報酬月額を10万4,000円から11万8,000円とし、昭和51年3月の標準報酬月額を13万4,000円から17万円とする。

また、請求期間②の請求者のA社における標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和51年5月から同年7月までの標準報酬月額を13万4,000円から18万円とし、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を13万4,000円から14万2,000円とし、同年10月から昭和52年4月までの標準報酬月額を13万4,000円から18万円とし、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を13万4,000円から20万円とする。

昭和48年11月、昭和49年9月、昭和51年3月及び同年5月から昭和52年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年11月、昭和49年9月、昭和51年3月及び同年5月から昭和52年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和48年9月1日から昭和51年4月1日まで
② 昭和51年5月1日から昭和52年7月1日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が実際より低く記録されている。平成23年に同じ内容を総務省年金記録確認第三者委員会に申し立てた結果、給料支払明細書のあった昭和51年4月は記録訂正が認められた。当時は、正社員として勤務していたので給与額に変動はなく、標準報酬月額が13万4,000円と記録されている期間の給与額は約18万5,000円であったと記憶している。全てではないが、新たに給料支払明細書が見つかったので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち昭和48年11月1日から同年12月1日までの期間、昭和49年9月1日から同年10月1日までの期間、昭和51年3月1日から同年4月1日までの期間及び請求期間②のうち昭和52年5月1日から同年6月1日までの期間については、請求者が保管するA社の給料支払明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(昭和48年11月は8万円、昭和49年9月は10万4,000円、昭和51年3月及び昭和52年5月は13万4,000円)を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(昭和48年11月は8万6,000円、昭和49年9月は11万8,000円、昭和51年3月は17万円、

昭和52年5月は20万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②のうち昭和51年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から昭和52年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間については、請求者が保管するA社の給料支払明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(13万4,000円)を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(昭和51年9月は18万円、同年12月、昭和52年1月及び同年3月は19万円)より低い標準報酬月額(昭和51年9月は14万2,000円、昭和51年12月、昭和52年1月及び同年3月は18万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間②のうち昭和51年5月1日から同年9月1日までの期間、昭和52年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間については、請求者が保管するこれらの期間の前後の月に係るA社の給料支払明細書により、それぞれの前後の月の報酬月額に基づく標準報酬月額(昭和51年4月及び同年9月は18万円、昭和52年1月及び同年3月は19万円、同年5月及び同年7月は20万円)、及び厚生年金保険料に基づく標準報酬月額(昭和51年4月は18万円、同年9月は14万2,000円、昭和52年1月及び同年3月は18万円、同年5月及び同年7月は20万円)がオンライン記録により確認できる標準報酬月額(13万4,000円)を超えていること、並びにそれぞれの前後の月に係る厚生年金保険料が同額であることが確認でき、前後の月と同額の厚生年金保険料を控除されていたと推認できることから、請求者が、昭和51年5月1日から同年8月1日までの期間及び昭和52年6月1日から同年7月1日までの期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(13万4,000円)を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(昭和51年5月から同年7月までは18万円、昭和52年6月は20万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、並びに昭和51年8月1日から同年9月1日までの期間及び昭和52年2月1日から同年3月1日までの期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(13万4,000円)を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(昭和51年8月は18万円、昭和52年2月は19万円)より低い標準報酬月額(昭和51年8月は14万2,000円、昭和52年2月は18万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、請求期間②のうち昭和51年10月1日から同年12月1日までの期間及び昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間については、請求者が保管するこれらの期間の前後の月に係るA社の給料支払明細書により、それぞれの前後の月の報酬月額に基づく標準報酬月額(昭和51年9月は18万円、同年12月は19万円、昭和52年3月は19万円、同年5月は20万円)、及び厚生年金保険料に基づく標準報酬月額(昭和51年9月は14万2,000円、同年12月は18万円、昭和52年3月は18万円、同年5月は20万円)はオンライン記録により確認できる標準報酬月額(13万4,000円)を超えていることが確認でき、昭和51年10月1日から同年12月1日までの期間については同年12月と同額の厚生年金保険料が控除されていたことが、昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間については同年3月と同額の厚生年金保険料が控除されていたことが、それぞれ推認できることから、請求者が、昭和51年10月1日から同年12月1日までの期間及び昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(13万4,000円)を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(19万円)より低い標準報酬月額(18万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①のうち昭和48年11月1日から同年12月1日までの期間、昭和49年9月1日から同年10月1日までの期間及び昭和51年3月1日から同年4月1日までの期間並びに請求期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。した

がって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、昭和48年11月は8万6,000円、昭和49年9月は11万8,000円、昭和51年3月は17万円、同年5月から同年7月までは18万円、同年8月及び同年9月は14万2,000円、同年10月から昭和52年4月までは18万円、同年5月及び同年6月は20万円とすることが必要である。

一方、請求期間①のうち昭和48年10月1日から同年11月1日までの期間については、請求者が保管するA社の給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（8万円）よりも高額であるものの、給料支払明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（8万円）がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であること、及び請求期間①のうち昭和49年8月1日から同年9月1日までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び給料支払明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（10万4,000円）がオンライン記録により確認できる標準報酬月額（10万4,000円）と同額であることから、請求期間①のうち昭和48年10月1日から同年11月1日までの期間及び昭和49年8月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち昭和48年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から昭和49年8月1日までの期間及び同年10月1日から昭和51年3月1日までの期間については、請求者は給料支払明細書を保管していない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち昭和48年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から昭和49年8月1日までの期間及び同年10月1日から昭和51年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、事業主が請求者に係る昭和48年11月、昭和49年9月、昭和51年3月、同年5月から昭和52年6月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求どおりの届出をしたが納付は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500455号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500050号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年6月15日から同年7月1日に訂正し、昭和62年6月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

昭和62年6月15日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る昭和62年6月15日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年6月15日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち昭和62年6月15日から同年7月1日までの記録がない。同社には請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給与明細書により、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務し(同社C工場から同社本社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、異動日については、請求者の上司で異動日が請求者と同じだったとする上司の陳述、請求者や当該上司の保管する給与明細書の所属欄の記載が昭和62年7月分から変更になっていること並びにD企業年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届及び同取得届に記載されている加入員資格喪失年月日及び同取得年月日が昭和62年7月1日であることから、同日とすることが相当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和62年6月15日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500104号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500048号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月の標準賞与額の記録がない。請求期間の賞与が支給されていたので記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給や厚生年金保険料の控除額が分かる資料を保管しておらず、賞与の支給及び保険料の控除について不明であると回答している。

また、請求期間当時のA社の社会保険事務担当者に、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について照会を行ったが、回答が得られず、確認することができない。

さらに、請求者は、賞与は現金で支給されていたと陳述している上、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500032号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500049号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年1月1日から平成8年4月20日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額の記録が14万2,000円になっている。確認できる資料はないが、標準報酬月額38万円に見合う給与を支給されていたので、請求期間の標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は標準報酬月額38万円に見合う給与をA社から支給されていた旨主張しているところ、請求者に係る雇用保険の受給記録により、離職時賃金日額は1万1,566円と記録されていることから、離職時前6か月間における1か月当たりの平均賃金額は、34万6,980円となり、厚生年金保険の記録で確認できる当該期間に係る標準報酬月額よりも高いことが認められる。

しかしながら、A社は、請求期間に係る賃金台帳等の資料がないことから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明と回答しており、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、A社の社会保険事務を委託されている社会保険労務士は、請求期間に係る社会保険の届出等の資料は既に処分済みである上、当該社会保険労務士が作成した標準報酬月額の記録台帳においても請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録は確認できないと陳述している。

さらに、請求者は、当時の給与明細書等を保有しておらず、同僚に対する照会を希望していないことから、請求期間当時のA社における保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。